

令和5年度 第1回 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会 会議録要旨

日 時	: 令和5年11月30日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所	: 宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室
出 席 者	: 資料参加者名簿のとおり

1 開会

司会

定刻となりましたので、只今から、令和5年度第1回宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会を開催いたします。

さて、当審議会の委員の任期満了に伴い、宮城県消費者団体連絡協議会の中西泰子様、仙台市地域防災リーダーの菅野澄枝様に委員に就任いただいております。委員就任にご快諾いただきましたことを改めてお礼申し上げますとともに、皆様にご報告申し上げます。

また、相澤邦戸委員、藤原直委員、風見正三委員、岩動志乃夫委員、並びに石内鉄平委員におかれましては、再任につきましてご快諾いただきありがとうございました。

新たな任期につきましては、7月1日から令和7年6月30日までの2年間となっております。委員の皆様にはご多忙とは存じますが、ご指導ご助言を賜りますようお願いいたします。

当審議会の開催は6年ぶりとなりますので、委員の皆様から一言ずつご挨拶を頂戴したいと思っております。

※各委員より挨拶

司会

本日ご出席の委員は7名でございますので、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第26条第2項により定足数に達しており、会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、商工金融課長の高橋から一言、ご挨拶を申し上げます。

※高橋課長より開会のあいさつ

2 議事

(1)会長の選任について

司会

それでは、議事に入ります。はじめに、議事「(1)会長の選任について」ですが、選任に際しては、高橋商工金融課長が仮議長を務めさせていただくということでよろしいでしょうか。

※「異議なし」の声あり

高橋課長

ただ今、仮議長にご指名いただきましたので、議事を進めさせていただきます。

会長の選任についてですが、まちづくり条例第25条の規定では、会長は委員の互選によって定めることになっております。どなたか適任の方はいらっしゃいますか。

※各委員から意見なし。

ご意見が無いようでしたら、事務局案をお願いいたします。

事務局

事務局案としては、風見委員に会長をお願いしたいと考えております。

高橋課長

事務局からは会長に風見委員をとという案が提示されましたが、いかがでしょうか。

※「異議なし」の声あり

高橋課長

ありがとうございます。それでは風見委員に会長をお願いしたいと思います。

議長が選任されましたので、ここで仮議長の任をおろさせていただきます。

司会

それではここからの進行は風見会長をお願いしたいと思います。風見会長よろしくお願いいたします。

(2) 条例の概要について

風見会長

課長からも先程話がありましたが、七つの基本的な方向もあります。これからご説明あると思いますが、この審議会の条例に基づいて適切な審議をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日、傍聴人はおりますか。

事務局

傍聴人はおりません。

風見会長

それでは、お手元の次第により議事を進めてまいります。

まず議題の「(2) 宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例の概要」についてです。

今年度最初の審議会であり、また新しい委員の方もいらっしゃいますことから、条例の概要や審議会の役割などについて、事務局からの説明をお願いします。

事務局

※資料1～3により条例の概要と基本的な方針について説明

風見会長

先程の説明のうち資料1の基本方針のところでは、①～③がとても重要で、コンパクトで活力あるまちづくりと、立地誘導地域への誘導の施策、地域貢献、そのような説明であったかと思います。

また、審議会の所掌事項ですが、これに基づく審議になりますので、事前にご覧いただければと思います。まずは、立地の誘導に関する審議、また、立地誘導地域の知事の指定に関する審議、新設届出に対する意見、届出者に対する知事の勧告もあり得るということです。各委員におかれては、一般的な都市計画の審議会に参加されている場合もあると思いますが、全体として、この審議会の内容としては、あくまで立地誘導の審議会ということになりますので、様々な意見は付け加えるものの許認可ではないことを改めてご確認いただければと思います。

また、資料2の2ページに、これから審議すべき視点が全部書いてあります。集約型のまちづくり、行政コスト、都市機能、交通、個性と活力、住民参加、環境です。これらの視点から委員の皆様が選定されたと思いますので、それぞれのお立場から様々なご意見をいただければと思います。

資料3については、例えば景観委員会や建築審査会の場合もそうですが、建築審査会の場合は同意ということになるのですが、あくまで所掌事項から外れる議論は当然あると思いますが、その部分は参考として事務局で確認していただきたいと思います。ただ、あまり(所掌事項を)外れないようにというところもありますし、また庁内でしっかりと共有し、他に役立てて頂くということで、あまり制限はしませんけれども、この場での議論の所掌事項があるということをご理解いただければという趣旨かなと思います。

こちらまででご質問等はございますか。

※質問なし

それでは、次の地域貢献も含めて、もしご質問等があればもう一度伺いますので、議事

に進みたいと思います。

(3) 地域貢献活動の実施状況について

風見会長

続きまして、(3) 地域活動の実施状況について事務局からご説明願います。

事務局

※資料4により地域貢献活動の実施状況について説明

風見会長

ありがとうございます。

質問に入る前に、令和5年度のゼロパーセントというのは驚くべき数字だと思いますが、これは令和4年度ではどのくらい来ていたのですか。啓発活動などを行って、これから増えるのですか。

事務局

令和5年度の実施報告につきましては、今後、通知を行わせていただく予定でございます。まだ通知を行っていないため、提出はゼロとなっております。

風見会長

そうすると、年度の終わりでは同じような数になるという説明でよろしいですか。この時点でゼロというのは問題じゃないということですか。

事務局

対象となる期間が、例えば令和4年度ですと大体の期間が令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっておりますので、令和5年度分はまだ対象期間とはなっていないということになります。

風見会長

令和4年度の同時期のパーセンテージはわかりますか。要するに、特に今回遅いということではなくて、その点の説明がよく分からなかったのですが、年度末にドッと出るということですか。

事務局

年度末に次の年度分の通知をさせていただくので、その時に合わせて提出いただくこととなります。現在は令和5年度の対象期間中ですので、これから提出されることになりま

す。

風見会長

そこを説明しっかりしてもらわないと、争点になってしまうのでよろしくお願いします。
それではこれについてご質問ご意見ございますか。

地域貢献活動をしっかりやっていただくことを明示して、これが誘導していく時の大きな条件ということですね。そういう様なことが制度化されているというか、制度的にもモニタリングされているということをご理解いただければと思います。

菅野委員

県がそんなに頑張ってくださっていたということを初めて知りました。

風見会長

県のPRが足りない。先程申し上げた、地域との共存がやはり大事なことですし、これから事業者さんが入っての審議となりますけれども、そういうことをしっかり認識されているのかということは、確認事項としてあるかなと思います。県としてもしっかり働き掛けているのですよね。

よろしいですか。それでは本題に入ります。

(4) (仮称)東松島商業施設の新設届出に係る県の意見(案)について

風見会長

議題(4)(仮称)東松島商業施設の新設届出に係る県の意見(案)について、説明を頂きますが、進め方としては、設置者にまず入室していただきまして、事務局からの説明後に質疑を行い、設置者の退室後に審議ということになります。設置者がおられる時には、届出内容や出店計画に関する内容を設置者自身に確認し、制度面は事務局の方からお答えいただく流れで、その後、質問を終えて退室いただいてから審議していただきます。そこを仕分けてやっていただければと思います。それでは入室いただきましょうか。

※設置者入室

風見会長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

※資料5により(仮称)東松島商業施設の届出概要について説明

風見会長

それでは、ただ今のご説明に対して、ご質問等がありましたらお願いいたします。

石内委員

ここは市街化調整区域で、そこに大規模集客施設を新設するというので、（基本方針への）適合というところにつきましては、特に私の方から異論はございません。ただし、適合条件のところは、かなり盛りだくさんになっておりまして、本当にこれが進められるのかというところにつきましては、大丈夫かなと感じています。例えば、市街化区域の編入手続きを行うということで、中には交通の問題ですとか、地域住民の方からも出ていたかと思うのですが、確かに現在の時点では今回の立地場所は非常に駅に近くて利便性が高く、高校があることでバス停もあります、バス網がどのようになっているのかといった全体的なところを見ないとなかなか交通の利便性というのは、議論するのは難しいのではないかなと思います。そちらにつきましては、資料をざっと見させていただいた中にはなかったもので、何かもし回答等ございましたら、教えて頂ければありがたいと思います。

設置者

全体的な交通網については計画がないのですけれども、鉄道の一日の便数とかバスの便数でいきますと、東松島市という人口も含めたこういう地域にしては比較的便数も多くて利便性は高い場所ではないかなというように想像しているところです。

さらには説明会でも交通についての質問がありましたが、それについては今も協議中ではありますけれども、県警本部の交通規制課の方と全体的に出入口の場所とか、あとは場合によっては交通渋滞が発生する可能性がある場所については、しっかりと交通対策をするようにとの指示もありますので、この辺りは協議の中で、例えば、右折レーンを新たに設けたりとか、店舗の北西側の信号の交差点については右折レーンを伸ばしたりなど、その辺りについても対応していくという方向性で調整をしているところです。

石内委員

ご説明ありがとうございます。当該地域につきましては、ヨークベニマルさんが中心となって買い物弱者の方とかが、特に買い物とか病院となってくると、病院は特に南側の方にかなり多く存在しているかと思しますので、そちらの方も含めてヨークベニマルさんで買い物をして病院に行つてという様な、そういった交通網みたいなものを一緒に今後検討していく方が良いのではないかなと思います。これは私の方のコメントです。

風見会長

今の交通渋滞に関することについては、今後対応されるのでしようけれども、資料5の18ページの添付図3の交差点でいうと、現状では、渋滞対策が必要なところは絞られて

いるのでしょうか。

設置者

18ページの配置図をご覧くださいますと、いくつかあるのですが、まだ協議完了していないので、状況だけの話ですけれども、南側から来る車両については、E棟の出入口3から右折で進入することになりますので、そこには、右折レーンを新たに設置する方向性で検討しております。それから、店舗の北西側の信号の交差点ですけれども、どの方向がどうということはないのですが、右折レーンが不足する可能性がありますので、そこについては計算上、必要な分だけ延伸する方向性で今調整をしているところです。

風見会長

幅員のにも大丈夫なのでしょうか。

設置者

幅員なども含めて、事業者が対応可能な範囲にはなりますけれども、延伸するような形でいます。

風見会長

交通面は、一番気にされているでしょうから、設置者の方で十分対応されると思いますが、しっかりとお願いします。

制度面についていかがですか。実は隣接地でその将来計画に適合しているという読みなので、そういう意味では、都市計画関係も整合しているというように、ここの上で読めるのですが、制度的なところでの色々な除外や転用というところで問題ないですか。何か補足することありますか。今の石内先生のお話に対して。

事務局

特にございませぬ。

風見会長

現状白地で、隣接地で飛び地の拠点地区になっていますけれども、そういう主旨はあるのかなと読み取れます。それをしっかりと市がやってもらわないと不整合になる時困るので、その部分は意見というか、都市計画との整合性をとっていただくようにということは改めて言うていただく必要があると思います。石内先生、よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。

相澤委員

説明ありがとうございます。防災ということで、避難所として一部の駐車場を提供していただくということがどこかに書いてあったと思うのですが、提供は駐車場だけなのか、それとも建物も提供いただけるのか、非常に災害が大きかった場所ですので、災害対策と言いますか、災害を受けなくても済むような、色々な工夫がなされているのかお聞きしたいと思います。

設置者

非常時の場合のご協力としましては、お話ありましたように、東日本大震災の際にも弊社のお店の近くまで津波が来たとか、色々ありましたが、その際の駐車場を避難に利用していただいたり、店内の商品についても、電気が来ていなくても、できるだけ提供できるようにといったお話があります。

今回は予定として、ホームセンターと家電のお店も入っていますので、当然ホームセンターで扱っている商品は、そういう際には有効なものですので、その部分については出店側でもそういうことは考えているとのこと。家電のところでは、電化製品とか、電器とか色々な分についても、トータル的に必要なものを、駐車場を利用していただきながら、必要な商品についても提供することを考えているところです。

相澤委員

もう一つ、今の駐車場ということで、建物の方は避難の方々は利用させていただけるのでしょうか。

設置者

建物が壊れてなければですね。地震の規模にもよるとは思いますが、現在の基準であれば、東日本大震災くらいの規模の地震であればおそらく壊れないとは思いますが。安全であれば当然、内部を使って避難して頂くということも一つ考えております。

それから各社の対応ということもあるのですけれども、今はBCPも含めて3日間は自家発電なり太陽光発電なりということで、色々な対応ができるように、当然、水道、電気、インフラが止まった場合でも、ある程度稼働できるように、各社考えておりますので、それらも踏まえて皆様に利用していただくということになります。

岩動委員

今の防災に関してですけれども、住民説明会でも質問、意見があったようですが、津波浸水エリアということで、やはり東日本大震災級の災害を想定しておられると思うのですが、その際、今説明いただいた以外に、防災対策としての防災グッズや防災設備の整備はなされているのでしょうか。例えば、釜石のイオンモールには屋上に避難誘導を図って、

屋上の倉庫に様々な避難対策の施設あるいは備品等々も配置してあるのですけれども、屋上を利用するとか、そういったことは想定されているのでしょうか。

設置者

説明会の時も回答させていただきましたが、北側の高速道路より南側海沿いの方は津波の浸水が想定されているエリアになっていますので、このエリアで屋上にいて留まるよりも、避難計画の中の想定道路を使っていただいて、安全なエリアに避難していただく誘導の方が良いのではないかと回答させていただいた通りで、万が一、ここの屋上に留まって、水が引かないということが何日か続いた時に、それなりの屋内的な部分であるとか、食事などの提供までは想定していないので、逆に言うと安全なエリアに避難していただくことを考えているということで説明させていただいております。

岩動委員

安全なエリアというのは、高速道路よりも北側という意味ですね。

風見会長

それについては県の方の方針と合っているのですか。

ちょっとここ確認しておいてください。設置者としては最低限お答えになっていると思いますが、いざという時に、第一次避難と第二次避難と減災の考え方からすると、確か県は指針があったと思いますので。

現地でもし被災した場合、誘導としては多分間違っていないと思いますが、確認した方が良いかないと思いました。

菅野委員

最終的には現場判断になられると思いますけれども、それに頼るばかりではとても大変なので、事前のマニュアルはきちっと整備し、それに基づいた行動というのがよろしいかなと思います。そのマニュアルを作成するにあたりまして、地域の声というのはかなり役立つかと思います。この石巻西高校さんは、地震時、大雨時の指定避難所になっているのでしょうか。その辺も連携していくべきだと思います。同じ地域で生きていく皆さんということで、地域の人達が知っていることというのは、一番大きいかなと思います。それと関連して、この地元説明会の人数ですよ。まだ時期が早かったということもあるかと思えます。是非、自分から足をお運びいただいて、自分たちの街にこういう施設ができるということを前向きに受け止めていただけるような働き掛けは今後もしていただけると良いかと思えます。防災減災に関しては、とにかく備えだと思います。備えは確実にやっただけだと命を守ることにつながると思えます。

岩動委員

私も防災について、先程のご質問に付け加えさせていただいて、川が非常に多いと言いますか、淀川、旧北上川があるところ。ハザードマップの方を見させていただきますと、こちら全部色が染まると言いますか、特に洪水とかですと0.5から3mぐらいで結構普通の地域でも逃げ遅れる方ですとか、ショッピングをしている間に埋まってしまうというところがあるとか、津波の方はもう高くて、3mから5mで色が濃くなっている場所になりますので、おそらく社会貢献の方に入ってくる話かもしれませんが、そちらについても、マニュアル地区防災計画のようなものを地域住民の方と一緒に作っていただくようご検討いただければありがたいなと思います。

高橋課長

先程の石巻西高の関係ですけれども、地域の避難所に指定されているようです。参考まで。

菅野委員

ありがとうございます。そうなりますと高校というのは大概三階から四階ぐらいの造りになっているかと思うのですよね。だから、命を守る方法は一つじゃないと思っていたけると思います。ご自分のところが一階だけ、もしくは屋上ぐらいしか開放できないということであれば、その後の地域づくりと言いますか、近隣の施設との関係性を強化していただけると、住民は大歓迎で受け入れられるような施設になるのではないかと思います。

風見会長

現状、防災は大事なテーマになりますので、住民の目もそこに向けられると思いますし、特に地域の防災計画をしっかりとマニュアルとして、ハードだけではなくて、そういったものも含めて重要だというご指摘かなと思いますので、その点ご理解いただければと思います。他にいかがでしょうか。

私からは三点です。一点は、これは意見ですが、建築が専門なので配置図を見て思うのは、東側が住宅で西側が学校ということで、そこに対しての騒音や環境に対する景観を含めての配慮をこれからされていくのかと思います。現時点でご意見を聞きたいのですけれども、真ん中に駐車場を置いて、こういう配置にするのは標準的だと思いますが、東側の住宅のことを考えたら、こちらに対して、作り方として騒音や臭気とかを含めて対応されるのかなと思います。これを建てられる時のコンセプトというか、A棟、B棟が住宅側である東側にあること、18ページの配置計画にしている理由について、参考にお聞きしたいと思います。

設置者

今回の配置計画ですが、資料18ページの配置図ですと、敷地の東側については、縦に

住宅地側の道路がございまして、そこと敷地との間には農業用水が通っております。こちらが北のブロックから縦に南の方まで通っています。こちらは、今回そのまま残す形で、そちら側からある程度距離を取りまして、荷捌用の搬入導線と色々な設備、後方施設ということを考えております。それで建物を配置してお客様がいらっしゃる駐車場は中心という考え方で配置となり、北側と西側の道路からお客様に入っていただくということになります。

風見会長

そういう感じなのですね。そうすると、住宅地に対しても少し開いた街並みができるようなイメージですか。

設置者

ここは、住宅の方々の専用の道路になっていまして、ちょうど中央部分に車が通り抜けないような歩行者専用の通路の設定になっておりますので、この近くのエリアから歩行者、自転車の方が入れるような入口を考えています。

風見会長

以前、ヨークベニマルさんだったか、愛子で計画をお手伝いした時に、既存の川があって、それを生かして子供達がそこで水遊びができるような親水公園を作ったのですね。住民と一緒に作ってとても喜ばれました。今からどうしようということではないですけども、この場合、田んぼ、農地の状態なのかもしれませんが、既存樹があつたりとか、今までの地域の記憶があつた場合それをうまく使う、そういうことも含めた地域貢献のやり方というのは、その地域の記憶を残したり、地域の方と何かを一緒に作る、あるいは意見交換するといったことを是非していただくと良いのかなという意見です。

それと、サステナビリティの観点から、色々コストもあるから事業計画の範疇での判断でもあるでしょうけど、緑化とか景観的な配慮はされているのでしょうか。

設置者

緑化計画につきましては、先程もご説明がありました拠点法の手続きの際も届出はしておりますが、通常開発の場合ですと3%緑化地域ということですが、今回5%近くの緑地を確保するような形で、東側の住宅地の方や、外周部の西側に緑化地域を計画しております。

風見会長

これは意見ですけども、条例的に満たすことが重要ですけども、実際作ってみると、商品としての緑を扱って憩いの場があつたり、そこで滞留時間を延ばすというか、実際に

商業施設としても効果があると思うので、計画をされる中で、単に緑化を守りではなく、攻めとして使うこともあるかなと思いますので、それをお考えになると良いのではないかなと思います。

三点目です。ユニバーサルデザイン、先程の高齢者対応やノーマライゼーションについては、具体性がよく分からなかったのですが、具体的に何をされるのでしょうか。

設置者

ユニバーサルデザインということだと、駐車場から店舗の出入りの際の歩行者通路に段差を設けない形と、以前から言われていますバリアフリー用途の区画だけではなくて、妊婦さんや怪我をされた方も利用できるように、そういうマークを貼り付けながら誘導する、そこから店内に入りましても大きなトイレを設けて誰でも利用できる、店内には休憩できるスペースといった計画も建物毎に設けるような形で考えております。

風見会長

多目的トイレなども設置されるのですよね。こちらについて今日は協議しませんし、あくまで意見として聞いていただきたいのですが、車で障害者をお連れになる方が、雨の時に屋根があって車を止められて直接トイレや中にアクセスできるようなデザインがあるとバリアフリー的にはとても喜ばれると思います。雨風、東北は雪もあるので、そういう時にちゃんと確保されているかというのを少し検討されると良いのではないかなと思います。まだまだ色々ありますが、かいつまんで、少しでも参考になればということで意見を留め置いていただければと思います。

岩動委員

二点お聞きします。施設の立地予定の場所は、東松島市に位置していながらも、すぐ東側は隣接して石巻市になると思いますが、その際、届出書の6ページにも地域住民参加の協働のまちづくりというところで十分その点を考慮して進めてまいりたいというようなことを書かれていますが、これは地域住民の方達と協働共催のイベントなどを開催するとか、その様な方法だと考えてよろしいでしょうか。

設置者

具体的にソフト面での今後の運営に関しては、まだ店子とも出店計画段階の打ち合わせですので、具体的なその後の管理運営についての協議はまだですが、防災面など色々な部分をこれから打ち合わせていくことになります。

岩動委員

まだ予定がないということであれば、それでも結構ですが、最初に言ったように、ちょ

うど市の境界線上に位置しているために、東松島市民はもちろん想定しているでしょうが、東側の石巻市のあゆみ野、あるいはのぞみ野地区の住民の方達とも十分、協働のまちづくりに貢献なさるといふ方針でよろしいですね。そここのところだけ教えてください。

設置者

そちらの方はこういう形になると思います。説明会についても今回、石巻市でも行っております。

岩動委員

蛇田の公民館でやってらっしゃいますね。

設置者

今後届出をする大店立地法につきましても、そのような意見が出るとお思いますので、管理運営の方にはそういう部分もお話を聞きながら考えていただく予定です。

岩動委員

了解しました。

風見会長

では大丈夫ですね。他にありますか。

中西委員

多賀城のヨークベニマルでは、お店で仕入れたものではなくて、近隣の方が野菜を持ってきて並べているようですが、そういうことも考えていらっしゃるのでしょうか。

設置者

地場産品につきましては、ヨークベニマルが宮城県に65店舗、今回も上杉に最近オープンしましたけれども、全ての店舗におきまして、地場産品の仕入れと、その野菜を作っている方が直に自分で値段を貼り、自分の並べる商品がどのくらい買われているのかというやりとりを従業員と共に各65店舗やっている状況でございますので、こちらの店舗におきましても、同様な形を取りたいと考えております。

相澤委員

前に聞けばよかったかと思うのですがけれども、先程、活動計画を3年に1回、それから実施報告を毎年県の方で提出を求めるといふことで、パーセンテージが書いてありますが、この実施報告につきましては、色々報告されたことに関して、県の方でここのところはこう

いう風にした方が良いとかいった指導をされるのですか。それとも実施計画そのものについて、もし適当じゃない所があったらどんな風にするとか、提出後のことをお聞きできれば、住民にとってもお店の方にとっても、良いかなと思うのですが。

事務局

まず、三年に一回の計画の内容について、基本的には届出があった際、または既存の施設においては、制度が施行された際に計画いただいたものをベースとして提出いただいているものと思っていますので、何も書いていないような状況のものであれば、当然ながら事務レベルで記載の指導と言いますか、求めをしておりますけれども、基本的には提出いただいたものをお預かりして、県のホームページ内で公表させていただくこととなります。それぞれ事業者が恥ずかしくないものを提出いただいていると思っています。

相澤委員

実施報告の方はどうですか。

事務局

実施報告も同様でございます。

藤原委員

意見として、東側の方は住宅地に向かっては、お店は裏側になる訳ですかね。今、夜の光害を結構皆さん気にしてらっしゃるので、裏側の部分での住宅地に対しての明かりの問題については色々考えていただきたいなど。営業時間は店舗によってまちまちであり、決まっている訳ではないですよ。そうすると遅いところは23時位まで営業される場所も出てくるのかなと思うと、その辺の配慮をお願いしたい。

風見会長

営業時間と光害についてどうですか。

設置者

私共だけのお話で言うと、おそらく9時30分から21時30分位が営業時間となりますから、非物販の飲食になるともう少し営業時間が長くなるという可能性もあるかと思いますが、お客様の要望というか、どのくらいのニーズがあるかによって営業時間が変わってくると思います。その際の光害ですが、駐車場に関しては、できるだけ駐車場へ向けた明かりの配置とバックヤードの導線に関しては、最低限境界側から敷地側を照らすという形とします。今の照明器具はLEDがほとんどになっておりまして、かなり眩しいこともありますので、できるだけ明かりだけではなく、光源が目に入らないような配置を考えなが

ら、照明器具の配置と照明の確保の両立を図っていくつもりです。

藤原委員

是非ご配慮頂きたい。

風見会長

特に設置者がいらっしゃるうちにご質問ございますか。よろしいですか。それでは他に質問がないということですので、設置者の皆様にはご退室いただきたいと思います。ありがとうございました。

※設置者退室

風見会長

ここからは、この届出の内容に対する県の意見の質疑に入りたいと思います。それでは県の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料6により、県の意見（案）について説明

風見会長

ここからは審議です。今、事務局から案は示されましたけれども、今ヒアリングが終わりましたので、私の印象を申し上げますと、全体として、適合、概ね適合という判断はよろしいのかもしれないですが、ただ、今日の議論がありました都市計画との整合性については関係機関として書かれていますけれども、都市計画が見込みで進んでいる部分と、現状との不整合が起きないようにしないといけない。それから、今日特にお話があった防災、特に地域の防災計画をしっかりと作る、地域と協働してソフト・ハードの両面でマニュアル作りといった意見が出ていましたし、先程のハザードマップも気になったので、もう一度点検してしっかり防災計画を立てられるべきだと思います。また、環境配慮、光害のところも含めて、私の意見ではありますが、緑化も含めて積極的に取り組んでいただきたいです。地元の産品等は活用されている様ですけども、地元との共存といった地域貢献についても、より具体性が必要なのかなと感じたところですが、その辺りは意見として盛り込んでいただいた上で、ということをお願いしたいと思います。

さらに、委員の皆様からこの点も盛り込んでおいた方がよいというようなご意見があればお話いただければと思いますが、いかがでしょうか。皆様のご意見はそんなところだったかと思います。先程ありました住民とのイベントについても意見なので絶対やれということではないですけども、地域の方々と情報共有しながら、またその地域の方を巻き

込んでいくという様な仕組みづくりを頑張ってくださいべき時期に来ていると思います。お聞きしていて、その辺りの意識がまだ古いのかなと、多分皆さん内心想われているのではないかと思いますので、そこを上手にしっかり意見として、より地域と共同で進めていくということで、もう少し強調していただくとよろしいのかなと思いました。

藤原委員

概ね適合の二つ、今ご説明を伺ったところでは、ヨークベニマルではきちんと配慮されているのですが、ここへ来るまでの道路は全部片側一車線ですよね。これが渋滞すると、住民からのクレームが付きそうなので、その辺についてもヨークベニマル側できちんと対応できるようなことを指導されるように。多分渋滞すると思います。

風見会長

実際にそこは、次の段階ですよ。ここの場は誘導のための意見で、実際に大規模小売店立地法の届出で交通関係についてはしっかりシミュレーションするでしょう。

事務局

この審議会とは別に、大規模小売店立地法という法律がございまして、そちらの法律では交通量の解析調査も行われ、精密な確認がなされます。

風見会長

警察の調整もその時点で行われますね。対策は当然練られているだろうと思って、先程のお話をしました。右折レーンを設けるなど、それなりの計画はしているでしょうけれども、実際はその後ですね。ただ、その部分は強調されておいた方が良いでしょう。交通状況が良い場所ではないですよ。周辺の交通状況には十分配慮されてというようなことを入れてください。

気になることは大体盛り込まれていましたか。大丈夫ですか。

岩動委員

大規模小売店立地法では、照明、騒音や看板のデザインなど全部チェックなさるので、そちらにお任せするとして、今日のお話ではやはり東松島市の都市計画ですとか、土地利用とかそういったものに適合しているかどうかで進めていたと思うのです。完了した暁には、小売飲食サービスの提供ということで、もう一つ接している石巻市の住民にも当然提供されると思います。ですから形式地域と実質地域の違いといえはそこまでののですが、実際に出来て以降は、両市に広くサービスやモノの提供を図るという意味でも、風見会長がおっしゃったように、地域住民とのイベント交流などの面を両市平等にと言いますか、石巻市の地域住民も巻き込んでといったら変ですが、東松島市と同等に経営なさ

るっていう視点が大事なのではないかと思しますので、話してください。

風見会長

立地的に境界上にあるので、両面に対する配慮という点検が必要ですね。また両市の担当者とも連携しながらということは伝えておいた方が良いでしょう。

この審議会としては、そういう意味では、立地に関するところの規制関係は次でやるので、より良い、地域に受け入れられるための施設のための意見ということだと理解しています。今日の意見を踏まえて、転ばぬ先の杖というか、ある意味、地域に愛される施設にならなければいけないけど、そこの心構えをしていただくための助言をしなければならぬと思います。そういう意味では皆さん前向きに意見と質問をしていただいたので、事務局が上手にまとめて意見にさせていただくとよろしいのではないかと思います。

事務局

ありがとうございます。今、各委員からいただいた防災計画に関するお話、その両市に関するバランスのお話であるとか、いくつか項目をいただきましたので、ご提案させていただいた附帯意見に事務局で肉付けし、一旦意見案をご提示させていただき、その上で、成案とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

風見会長

よろしく申し上げます。今の意見を集約して、うまく伝わるように考えてください。基本的には県からの文章になる訳なので、審議会ですけれども、しっかり整えていただいて、それで意見いただくということでよろしいのではないのでしょうか。こちらの判断については概ねよろしいですね。適合、概ね適合ではあるが、ただしこういう意見ですということで、附帯意見を述べさせていただく。よろしければ以上で終わりたいと思います。

石内委員

ずっと気になっているところがありまして、概ね適合のところは大丈夫だと思うのですが、特に交通の「誰もが移動しやすい交通サービス」のところ、ネットワークの整備っていう文言が出てくると、ネットワークの整備まで出てくるのかということなんです。例えば仙石線の駅に近い、バス停に近いという利便性はあるかと思いますが、地域・ネットワークとなると、これはネットワークを考慮した上で、公共交通機関等のアクセスが非常に近いといったような別の広域のイメージを持ってしまうので、そこだけ気になった次第です。

高橋課長

正に審議会の所掌事務の中で、基本方針の変更に関する調査・審議項目もあるものです

から、委員からお話しいただいた点については、お預かりして今後検討していく方向としたいと考えております。

石内委員

可能な限りでお願いします。

風見会長

改めて説明を受けて、この3ページを読むと、県の方で整備とか意欲的なことが書いてあるのだと思いますが、とても遠枠であり今のようなことも含まれてしまうので、この表現をもう少し具体的にするなど、一度精査される時期があっても良いのではないのでしょうかということ。課長お願いします。

文言に従って厳しくしないといけないため、是非そこは調整いただいて。的確な意見ありがとうございます。

他、気になる点がなければよろしいでしょうか。それでは、活発なご審議ありがとうございます。また、事務局に対しても、こちらの所掌事項、方針についても一回見直して、よりの確なものにしていただくということをお願いと、審議の意見を少し文書化していただいて、確認をいただければと思います。

以上こちらの方で質問を終わらせていただきたいと思います。本日の議題については以上です。

3 その他

風見会長

その他、何かございましたらお願いします。

事務局

次の審議会の日程に関してですが、現状、新設の届出がないため、次回は未定でございます。ただし、いくつかの事業者から、立地誘導地域外での整備に関するご相談をいただいておりますので、実際の届出がありましたら、その際、ご報告させていただきます。

風見会長

今日は設置者を招いて、基本的に質問は質問としてなんですけれども、こういう機会に教育にという大げさですが、地域貢献活動の報告もありますし、しっかりこちらの方で、なるべく具体的に地域貢献活動の在り方は伝えていくべきなのかなと改めて感じました。今後の進め方については、その点もより具体的に申し上げたら良いのかなと今日感じたところです。ただ、それぞれの立場から大変有意義なご議論いただきまして、多分設置者の勉強になったのかなと思っておりますが、長時間ありがとうございました。以上で審議を

終了いたします。

4 閉会

司会

以上をもちまして、審議会一切を終了いたします。ありがとうございました。